

# 「北海道宗谷合同庁舎道民ギャラリー及び駐車場一般開放事業」実施要領

## 第1 目的

北海道宗谷合同庁舎施設の有効活用及び地域振興や住民サービス向上を図るため、1階道民ギャラリー及び西側駐車場を一般開放する。

## 第2 一般開放場所

北海道宗谷合同庁舎1階道民ギャラリー及び西側駐車場

## 第3 対象者

一般道民及び団体

## 第4 使用条件

1 使用目的、場所、日時、期間は次のとおりとする。ただし、使用目的を考慮の上、北海道宗谷総合振興局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

### (1) 文化活動による使用について

ア 地域住民に文化とふれあう機会の拡大を図る場としての使用を目的とするものであること。

イ 使用場所は、1階道民ギャラリーまたは西側駐車場とする。

ウ 使用日時について

#### ・1階道民ギャラリー

開庁日の午前8時45分から午後5時30分まで（楽器演奏や歌唱などの音声を発する行為を伴う場合は午後0時から午後1時までの間に限る。）とする。

#### ・西側駐車場

①開庁日は、午後6時から午後9時までとする。

②閉庁日は、午前9時から午後9時までとする。

エ 使用期間について

#### ・1階道民ギャラリー

原則、最長5日間とする。

#### ・西側駐車場

原則、最長2日間とする。

### (2) 地域イベントの場及び臨時駐車場としての使用について

ア 地域のイベントの場としての使用を目的とするもの又は宗谷合同庁舎周辺において、地域のイベントや文化活動を実施する場合で、一時的に駐車場が不足するなど、臨時駐車場としての使用を目的とするものであること。

イ 使用場所は西側駐車場とする。

ウ 使用日時について

①開庁日は、午後6時から午後9時までとする。

②閉庁日は、午前9時から午後9時までとする。

エ 使用期間は、原則、最長2日間とする。

2 使用料及び加算料金は無料とする。

3 使用に当たっては、「北海道庁舎管理規則」（昭和41年7月23日規則第86号。以下「規則」という。）の規定に従うこと。

4 使用目的が次の各号に該当する場合は、使用を認めない。

(1) 文化事業の場として使用の場合

「道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用要領」による。

(2) 地域イベントの場及び臨時駐車場として使用の場合

ア 政治活動及び宗教活動

イ 事故防止、公衆衛生対策に十分な措置が講じられていないと認められるもの

ウ 営利を目的とした使用

ただし、目的を考慮の上、北海道宗谷総合振興局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

エ その他本事業の目的にそぐわないと認められるもの

## 第5 使用の申込み

1 使用の申込みについて

(1) 文化活動の場として道民ギャラリー又は駐車場を使用しようとする者は、「道民ギャラリー及び西側駐車場文化事業適用要領」に基づき、北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課に使用の申し込みをするものとする。

(2) 地域イベントの場及び臨時駐車場として西側駐車場を使用しようとする者は、規則第14条による「許可申請書」に必要事項を記載の上、企画書（任意様式）及び団体にあつては、その団体の性格及び内容を明らかにする書類（定款、寄付行為、会則、役員名簿、活動状況等）を添えて、北海道宗谷総合振興局地域政策部総務課に使用の申し込みをするものとする。

2 使用許可等について

(1) 北海道宗谷総合振興局長は、文化活動の場として道民ギャラリー又は西側駐車場を使用しようとする者にあつては、「道民ギャラリー及び駐車場文化事業適用要領」に基づき、使用の許可及び不許可を決定し通知する。

(2) 北海道宗谷総合振興局長は、地域イベントの場及び臨時駐車場として西側駐車場を使用しようとする者にあつては、使用の許可及び不許可を決定し、許可を与えたときは、規則第15条による許可証を交付するものとする。

3 使用の申込みは、使用日の3か月前から14日前までの期間に行うものとする。

4 宗谷総合振興局長は、許可をするに当たって必要と認めるときは、条件を付することができる。

## 第6 その他

1 使用目的及び使用状況により使用を許可できない場合がある。

2 会場設営及び撤去については、許可された時間内に行うこと。

3 使用条件に違反した場合は、使用許可を取り消すものとする。

4 機材等の管理は、使用者自らが行うものとし、北海道宗谷総合振興局はその責を負わない。

5 使用者の責により施設や備品を汚損又は破損した場合は、使用者が速やかに修理等を行うこと。

(附則)

この要領は、平成25年5月27日から施行する。